

『寒川町避難行動要支援者きずなプラン（避難支援全体計画）』（案）

パブリックコメント実施結果報告

寒川町の災害時における避難行動要支援者の避難支援を行うための計画「寒川町避難行動要支援者きずなプラン（避難支援全体計画）」についてパブリックコメント（町民意見の公募）を実施した結果は、次のとおりです。

【意見の募集期間】 平成27年12月14日（月）～平成28年1月17日（日）

【資料の閲覧場所】 町役場1階ロビー、福祉課窓口、寒川町民センター、同センター分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、健康管理センター、寒川総合体育館寒川総合図書館、福祉活動センター、町ホームページ

【意見の提出状況】 提出いただいた意見（意見については原文のまま転記）
意見提出者数：5名（うち、住所・所在地・氏名・名称が不詳のため、寒川町パブリックコメント手続きに関する規則（以下、規則）第6条第6項の規定を満たさない方2名）
意見総数：16件（うち、住所・所在地・氏名・名称が不詳のため、規則第6条第6項の規定を満たさない方からの件数7件）
意見の内訳：①プランに全般に関して 7件
②プランの推進に関して 2件
③住所・所在地・氏名・名称が不詳のため、規則第6条第6項の規定を満たさない方からの意見 7件

【実施結果の閲覧場所】

このパブリックコメント実施結果については、「資料閲覧配布場所」に記載のある場所でご覧いただけます。また、町ホームページでも閲覧することができます。

【問い合わせ先】 寒川町福祉部福祉課総務担当
電話：0467-74-1111 内線142
ファクス：0467-74-5613
電子メール：fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp

No.	ご意見	町の考え方・対応
《プラン全般に関して》		
1	<p>町にはプランや、計画が何しろ多い。少し減らすべきであろう。</p> <p>今までの計画は、計画を立てても立てなくても同じだったものがほとんどである。住民から要望があったからといって、人件費をかけパブコメまでやって、無理に作る必要のない計画も多かったと思う。計画通りに計画が終わったと言う例も少ない。例:北口整備や総合計画</p> <p>しかも、大きな市町村並みに、理念から説き起こす「完璧な形式」で計画を作っている。作る義務がなく、作らなかったからと言って何の罰も受けないにもかかわらず、作り続けている計画もある。まして、「プランを作った」と言う満足感を得るために作ったものなどは下の下と言えるである。</p> <p>計画は本当に計画にすべきものを厳選して作り、町の身の丈に合った小さな計画に仕立て上げるよう努力していただきたい。</p> <p>「一つプランを作ったら、必ず一つ減らす」ようにしたら良いと思う。そうしなければどんどん町にプランが増え、いずれ整合性が取れなくなってしまう。</p>	<p>計画は、ただ闇雲に策定するのであれば無駄ではありますが、町の将来や町民にとって必要な計画を町民とともに作り、それを実行していくことは当然なことです。</p> <p>必要な計画は、寒川町自治基本条例にある「町民一人ひとりが寒川に住んでよかったといえる活力と豊かさのある寒川町を実現するため」のものであり、必要な施策を通じ、適正な町政運営に努めることは、町の責務です。</p> <p>なお、本計画は国に於ける「災害対策基本法」の改正に伴い、内閣府の通知により作成するものです。</p> <p>また、不要になったプランや他のプランと整合を図るべきプランについては、適宜見直しをしていきます。</p>

<p>2</p>	<p>計画に数値目標が載っているが、その目標値を「福祉の増進に直接つながる」値にすべきである。</p> <p>福祉の増進に直接つながるとは思えない小さな福祉の極一部を切り取って「数値目標にしている例が多い。研修会の回数などがそれである。この回数を増やすと、本当に避難支援がうまく行き、死亡者が減るのであるか？三鷹市のような、「福祉に対する住民の満足度」を目標に据え、同じ形式のアンケートを毎年行って、その推移から「達成度を測る」と言った取り組みが望まれる。</p>	<p>このプランは、災害時に被害を最小限にとどめるため、平常時よりその体制を整えておくために策定するものです。たしかに福祉全体から見れば、その一部の取り組みとなりますが、福祉全体を捉えた「福祉に対する住民の満足度」を求めるものとは、趣旨が違うものとなっています。</p>
<p>3</p>	<p>「自ら の命は自らが守る」という「自助が大前提となると案に書いてあるにもかかわらず、「公助」の仕組みを整え、「自助」、「共助」、「公助」の機能とその「きずな」を最大限に発揮できる「体制づくり」を進めて行くことも重要と書いている。一体狙いはどっちなのか、分からなくなっている。</p> <p>どうも、役所の意図は「体制づくり」にあると思われる。役所が住民の上に立って「君臨」したいのであろうが、この考え方では、協働は進まず、「自助」が進むとも思えない。一步、行政が退いた姿勢でこの計画を作るべきであると思う。</p>	<p>災害時において「自助」は当然であり、大前提となることは言うまでもありませんが、それができない方がいます。そうした方については、できる人が手助けを行う「共助」も当然なこととなります。このプランでは特にこの手助けの方法についての仕組みを作るためのものとなります。</p> <p>また、役所や消防などの行政機関は避難所に於ける被災者の受け入れや相談窓口の設置、救助など行政機関として行うべき役割があり、それぞれの役割を互いに認識し、連携(きずな)を持って、災害時に備えることが大切です。</p>

<p>4</p>	<p>避難行動をとる時、第一に考えなければならぬのは、「被害の想定」であることは言までもない。</p> <p>津波については、県が、相模川の取水堰は超えないと「想定」しているので、寒川町が科学的な根拠もなくそれに備える妥当性はない。しかし、このように書くと、必ず、「もっとひどいのが来るかもしれない。被害が出ない断言はできないのだから、備えが必要」という、変な意見が出るものである。計画を立てるなら、これらを見捨てて計画を組むべきである。</p>	<p>平成 23 年におきた東日本大震災は大変多くの方が被災されました。特に高齢者の死者数は被災地全体の死者数の約 6 割、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍にのぼりました。こうした教訓から、災害を最小限にとどめるため、国は平成 25 年 6 月、災害対策基本法を改正し、さらに同年 8 月には「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を示しました。これらを受け、町でも「寒川町地域防災計画」を改正し、その下位計画として位置づけた「避難行動要支援者きずなプラン（避難支援全体計画）」を策定することになりました。法の改正により、市町村に「避難行動要支援者」名簿の作成が義務づけられ、その作成に際し、必要な個人情報が利用でき、避難行動要支援者本人の同意を得て平常時から「避難支援等関係者」に情報提供することとなりました。プランはこうしたことを踏まえ、地域において避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適確に行うことができるよう、避難行動要支援者に関する情報を提供し、防災情報の伝達手段・伝達体制、避難誘導等支援体制の整備を推進することを目的に策定します。</p>
----------	---	--

<p>5</p>	<p>水害は津波や地震と違う。寒川町は2本の川に挟まれ、水害を受ける可能性が高く、被害の大きさは地区によって大きく異なることが、科学的知見に基づいてハザードマップに記されている。</p> <p>菅谷台にこの対策は必要ないが、中瀬や大曲などの低地には必要である。これを十把一絡げで、画一的な要援護の支援の「体制づくり」を文書化してもあまり意味はない。<u>地区ごとに作ってこそ意味がある</u>と思われる。</p> <p>一体どんな被害を想定し、どんな状況になったら要支援者を避難させるのか、そこがこのプランには何も書いてない。もし避難できずに要援護者が死亡したりしたら、行政はこの責任を取るつもりがあるのであろうか？</p>	<p>国における「災害対策基本法」の改正は、平成23年に発生した「東日本大震災」が起因となっています。こうした背景から本プランも地震での災害対策を中心に作成しています。</p> <p>避難を要するかどうかの判断については、要支援者の状況も様々であり、ご指摘の地域の特性も異なることから、要支援者の状況に合わせた「個別支援プラン」を本人やその家族と支援者がともに作成し災害時に備えます。しかし、支援については、支援者の法的責任を負うものではなく、発災時には支援者自身も被災する恐れもあり、まずは自分や家族の身の安全を確保した上で、支援に向っていただきます。</p> <p>支援者は状況に応じて、情報伝達、安否確認、さらには救護、避難誘導といった支援を円滑かつ迅速に実行していただくこととなります。</p>
<p>6</p>	<p>要援護者数も程度も毎月変わる。これを把握できるのは「近所」しかない。行政で把握するのは無理だと思う。それなら、「体制づくり」などと言わず、住民に、「近所の要援護者に避難が必要になったら手伝ってあげてくださいね」という「要請文」にしておけばそれで十分ではないだろうか？逆に言えば、「そのぐらいのことは近隣住民とやってあげたらどうですか？」という役所からの「お願い」にしておくのが、丁度良いと言う意味である。</p> <p>「計画」などと言うから仰々しくなり、行政の責任が問われることになるのである。全町的な計画は不要である。</p>	<p>法改正以前の取り組みでは、地域(主に自治会)に要援護者の把握と名簿作成をお願いしておりました。</p> <p>今回、法改正により、町で町が保有する個人情報から対象者全ての名簿を作成し、その中で平常時から「避難支援等関係者」に情報を提供することへの同意を得られた方の名簿を作成し、その情報を地域に提供してまいります。地域ではその名簿をもとに今までと同様の支援をしていただくこととなります。</p> <p>町では年に1回名簿の更新を致しますが、地域で情報の変更を把握した場合はそのつど名簿を更新していただき、役場へも連絡を入れていただくようになっております。</p>

7	<p>「この種の計画を立てる必要はない」という案を出すと、「住民の安全を守るのは行政の責任だ」という反論が必ず出る。このように言う町民は、「安全には、糸目をつけず予算をつけるべきだ」と考えており、「自助努力をせず」、「そのための補助金を町から引き出そう」と考える人たちであると、私は睨んでいる。</p> <p>町の財源は限られており、役所の職員の数も限られ、大事な仕事は山のようにあると思う。住民も役所も、どこにパワーを掛けたら良いか日夜悩んでいると思う。この手のプラン(文章)を作るより大事な仕事は多い。</p> <p>防災については、各課横断的な「防災基本計画」が既に存在する。</p> <p>被害想定などデータの裏付けのあるこの計画を改定し(長く改訂していないようだが・・)、その中に、「災害時の要援護者の支援は、近隣住民が担うことを基本とする」と一条書き置くことを提案する。</p> <p>計画歯作らず、これで十分だと思う。</p>	<p>平成 25 年 6 月、国において、災害対策基本法が改正され、同年 8 月、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されました。これらを受け、町でも「寒川町地域防災計画」を改正し、その下位計画である「避難行動要支援者きずなプラン(避難支援全体計画)」は、その詳細を示すものとなっております。</p>
---	--	---

《プランの推進に関して》

1

H.26の会長の活動の1つとして、要避難者への取り組みを行ない、自治会加入・未加入者の別なく声かけをしてもらい、こんなに町内に多く必要としている方がいるのかーとおどろきました。さて、H.27年は計画のため、秋頃まで手はつけずに待つて欲しいと自治会長経由で指示があり、保留にしていたものの、12月の自治会で出て来たきずなプランによると本実施が28年秋からー①2年間の空白になり、死去、転居 etc. により変更が生じている②助ける側に指定した方も転居や家族の状況の変化で変更が生じている③26年度に実施した役員も毎年かわるので状況や今までのシステムも全く伝わっていない方が多い。遅い取り組み・・・と言わざるを得ません。

ぐちを言ってもしかたありませんので、意見を1つ。町内会長を続けてやっている立場から言うと、町内会の役員に衛生・防災・・・等ありますが、そこに「きずな」係も自治会（町内会単位が一番良い）に設けることを提案します。4月当初、役場主催で衛生係のように説明会を開き、毎年歩調を理解した上でその係の方が1年間単位であっても専属で活動していくことが長続きするポイントだと思います。宮山自治会で上述のような考えを皆さんに伝えたらこの提出を一と言われたので送ります。

このプランは、国が改正した「災害対策基本法」を受け、町の「寒川町地域防災計画」を改正し、その下位計画として位置付け策定するものとなっております。

また、法改正により、それまで自治会が中心となって作成していただいた災害時避難行動要支援者の名簿作成が町の作成義務として定められました。当初、町が作成した名簿については、プラン策定に先行して27年秋には地域等に提供出来るよう進めておりましたが、法の定めにより、「地域防災計画」の改定前の名簿を法定の避難行動要支援者名簿と位置付けることはできないことが確認されたため、さらに1年延びてしまいました。なお、「寒川町地域防災計画」につきましては、平成28年4月1日に改定予定となっております。

しかし、災害はいつ起こるか分からないことから、自治会にはそれまでの間、今までの名簿を活用するなどして、引き続き支援体制をとっていただきたい旨のお願いをしてきたところです。大変、ご迷惑をおかけしております。

今後の進め方でございますが、地域によって防災の取り組みも様々で、地域の特性を活かした取り組みがすでに、なされておりますので、今後も独自の取り組みを継続して行っていただきたいと思っております。現在、町主導で全ての自治会の歩調を合わせることは考えておりませんが、町では、町民の防災意識の普及、啓発を広報を通じて行うほか、防災講演会などを開催してまいります。また、地域で支援活動を推進していく中で、生じた問題点などについては、町も地域の皆様と一緒にその解決に向け、取り組んでまいります。

<p>2</p>	<p>災害や福祉活動について、助け合いが大切なことは言うまでもないが、助け合いのできる限界点を事前に確認することが実施上の決め手になる。</p> <p>この作業は簡単にできるとは考えないが、下記の組織的な準備が必要になる。</p> <p>1. この作業を計画的に進めるためのマネジメント体制作り。</p> <p>2. 情報の収集と評価 下記の仮設検定充足のためのデータ。</p> <p>3. 仮設設定 地域(含発生場所など)・対象者・支援団体・援護者・被援護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード面 一例:避難場所の設備・飲食品の保管状態(避難人数カバー) 障害者対象の受け入面(健常者との区分け策) 情報連絡体制面 ・ソフト面 行政体制。ハード面を含めた町内企業との連携体制。 近隣市町村、県内外からの支援と救援体制。 	<p>災害時に備え、平常時より「自分でできること」、「地域でできること」、「行政でできること」など、確認しておくことは非常に重要なことと思います。</p> <p>このプランは、特に「地域でできること」に重点を置き、災害時に家族等による必要な支援を受けられない一人暮らしの高齢者や障がい者など、支援対象者を明確にし、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため策定するものです。対象者の名簿は法により、町において作成することが義務づけられています。</p> <p>また、ハード面、ソフト面でご提案いただいた内容につきましては、別に定めます「寒川町地域防災計画」や「避難所運営マニュアル」等で整理されています。また、企業等との災害時応援協定につきましても、現在、多くの企業・団体等と協定を結んでおりますが、今後も随時充実を図ってまいります。これらの詳細につきましては、寒川町ホームページでご覧いただくか、担当である危機管理課へ直接お問い合わせください。</p>
----------	---	---